

策定における基本的な考え方

本内容は、現時点での想定であり、業務委託者の提案又は枚方市総合計画審議会での議論等により、変更する場合がある。

1. 基本的な考え方

(1) 枚方市の未来を見定めた総合計画

固定的な計画期間にとらわれることなく、人口減少や高齢化、気候変動、技術革新など、社会情勢の変化や新たな課題を見据えたうえで、長期的な視点で枚方市が目指す姿を描き、バックカスティングの視点も含め、その実現に向けて今後実施していく施策を検討する。

(2) 市民や事業者など多くのまちづくりの主体の参画

市民や事業者などのニーズ把握を的確に行うため、多くのまちづくりの主体に計画策定プロセスなどに参画していただくとともに、一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりにつながるよう市全体で計画を策定していく。そうした観点より、広く市民や事業者、特に声をあげられない、あげにくい人たちの声を拾いあげていく。

また、未来を担う世代であるこども・若者世代については、意見表明や策定への参画機会などを確保することで、まちづくりを担う当事者としての意識醸成も目指す。

(3) 新たなデジタル技術の積極的な活用

AIなどの日々技術革新が進むデジタル技術の積極的な活用により、課題やニーズ分析等の深化を図ることを目指す。

また、これまでのアンケート等では拾いきれない、よりエビデンスに基づいた施策の検討に取り組み、SNSといった人々が日常的に利用するツール等における分析をはじめ、これまでの行政の発想にない手法の活用により意見を抽出することを目指す。

あわせて、策定作業の効率化にあってもデジタル技術の活用を図り、本業務だけでなく広く本市の業務全体への横展開に繋がる手法の確立を目指す。

2. 総合計画の構成及び期間

(1) 構成（枚方市総合計画策定条例）

総合計画は、基本構想及び基本計画で構成する計画

①基本構想：本市の目標及び基本的施策の大綱を明らかにするもの

②基本計画：基本構想に基づき、基本的施策を体系的に示すとともに、それぞれの基本的施策を実現するための主要な取組をまとめた計画

(2) 計画期間

基本構想は、現行の第5次総合計画において、計画期間を設定せず定めているが、次期総合計画の策定プロセスの中で検証を行ったうえで必要に応じて改定する。

基本計画の期間は、令和10年度を始期とし、終期は未定。現行の第5次総合計画においては12年間としている。

3. 総合戦略の構成及び期間

(1) 構成

総合戦略（まち・ひと・しごと創生総合戦略）は、本市の人口の現状や将来展望を示す人口ビジョンを踏まえ、地域が目指すべき将来像として設定する地域ビジョンとその実現に向けた目標や、具体的な施策で構成する計画。

単に移住・定住施策のみならず、いわゆる関係人口やデジタル技術を活用したスマートシティ等、本市の未来の在り方についても示していく。

(2) 計画期間

総合戦略の期間は、令和10年度を始期とし、終期は未定。現行の第3期総合戦略においては、計画期間を4年間としている。

4. 策定体制

(1) 枚方市総合計画審議会

枚方市総合計画策定条例に基づき設置される市長の附属機関。

①委員数：20人以内

②委員構成：学識経験を有する者、関係団体を代表する者、市民、関係行政機関の職員、市長が適当と認める者

③会議時間：1会議あたり2時間（想定）

④開催回数：全10回（想定）

(2) 総合計画等策定委員会

①委員数：20人程度

（会議を円滑に行うため、課長級で構成する下部組織である幹事会を設置：25人程度）

②委員構成：全部長

③会議時間：1会議あたり1時間（想定）

④開催回数：全10回（想定）